

近江商人松居久左衛門家の蓄積と理念

末 永 國 紀

目 次

はじめに

一 本家松居久右衛門家について

二 松居久左衛門家の経営と蓄積

三 松居遊見の経営理念

むすび

は じ め に

本稿の目的は、江戸後期に外村与左衛門家とならんで近江商人の双壁であった松居久左衛門家の蓄積の過程と理念を考察することである。商号を星久はしひさと称した松居久左衛門家に関しては、全体的な経営史について叙述された江頭恒治著『星久二百二十五年小史』⁽¹⁾がある。星久が近江国神崎郡位田村竜田いんでを本宅とし、化政期に京都店、弘化年間に

近江商人松居久左衛門家の蓄積と理念（末永國紀）

大坂店、嘉永年間に江戸に支店を構え、その他、岩代の福島や上州高崎にも拠点を置いて商勢を張ったことは、すでに同書に紹介されている。したがって、ここでは星久の経営実績を、近江商人の頂点に上り詰めることのできた経営理念を考察する限りにおいて必要な純資産の蓄積過程に限定して取り上げることにする。

なお史料引用の際の凡例は、左のとおりである。

- ・ 原文には適宜「」を付した。
- ・ 漢字は常用漢字を用いた。
- ・ かなは、現行のひらがな・カタカナに改めたが、江(え)、而(て)、メ(しめ)、*ㇿ*(より)についてはもとの字体のままとした。
- ・ 誤字と思われる場合でも、原文のままとした時はママを加えた。

一 本家松居久右衛門家について

松居久左衛門家は、延享三年(一七四六)に近江国神崎郡位田村の松居久右衛門家の分家として、初代松居久左衛門浄雲によって創設された。

久左衛門名を累代の通称とする松居久左衛門家の事績を語る前に、本家の初代久右衛門慶心、俗称久次郎についての逸話を述べておく必要がある。ささやかな農業を営んでいた慶心は、四六歳という当時としては老年になっても、持下り商いを志し、初一荷を銭一貫文に換えて国産の編笠を仕入れ、大坂を経由して播州に下向した。以下に記す事

柄は、寛文四年（一六六四）九月一六日の中山道での拾得物をめぐる出来事である。いささか長文ではあるが、松居家一統の家風を偲ぶ史料なので、全文を掲げよう。⁽²⁾

本他家先祖主人由来写

書記し置事

寛文四甲辰年九月十六日

一 金子七拾三両 歩金也

外二 金貳両貳分 道中遣ひ用

別紙二包置

右は袋二入れ置、江州武佐駅立二而、鏡山守山の間ニ小堤村と歎申村端水に休足^マし、右袋木の伐株江乗置、其俣に忘れ置、頓て拾丁斗行思ひ出し、誠二手に汗を握り四五丁斗も走帰りしに、先方^右筵包壹荷になひ、彼の袋を棒の先にかけて歩み来る人あり、予、其人江申様は、貴公は何方^右何方江御越二候哉、愚僧は播州路の者なるが、心願有之 多賀大明神江参詣いたし只今下向の砌なり、しかるに先程少々何となく休足いたし、大切な袋を失念致し、今思ひ出したずねに帰る所なるが、貴様の棒にかけ置給ふ袋こそ愚僧忘れ置し袋なり、貴様拾ひ給ひ候ハ、何卒愚僧江返し被下かし、広大の御高恩と申候処、右の人答申候は、成程此袋四五丁跡ニて拾ひ候、御僧御所持二候ハ、御返進可申けれ共、爰は途中の事、今晚は天津にて宿いたし宿二而得と相改、

間違も無之は御渡し可申由被申呉、安心のおもひして、夫より道す柄行方越路を咄し合、右の仁咄ニハ私ハ誠に貧しき難渋ものにて、大坂⁵播州路へ当国の産物イ笠を持参、渡世し仕候、貴上人も此袋無之に而は御難義御尤至極、実ニ我身に引競へ御察申なり、宿にて相改御渡可申、御心易かるへし、今日は伏見江罷越夜船ニて大坂へ可参積りニ候へ共、右故大津に泊るへしと、彼是する内大津宿に着、同宿いたし、扱右の袋の中品も可被仰聞と被申、則予御論旨を始何か残なく咄申候所、致都合候ニ付其袈袋返し被呉、忝な身に余り、右の金子の内拾両取出し御礼の為と指出し進上候所、彼仁、是は何申そ、御礼申請る存心なれば拾ひ候節隠し置候へとも、何卒して其主江戻し度存、棒の先に懸置候事、私の志も相届大慶に候由被申候故、夫ニ而ハ大恩報せん様もなし、是非と押返し右金子指出し候処、中々以取得す、左様思食候ハ、私義も貧家にて難渋に暮し候へハ、御僧の御申なれば、只私家子孫繁昌寿命長久の御祈念ニ而も被成下候ハ、無此上仕合と被申候程に、其義ハ何⁵以易き御事、御姓名承り度と尋ケれば、江州神崎郡衣笠山麓位田村久次郎と申今年四十六歳ニ相成申候と被申聞候ニ付、則右御祈念之義ハ拙僧ハ不及申弟子共八人有之候間、右御返報のため永代護摩供修行急度相違無之段請合候へバ、久次郎殿被致大慶候、事余り不思議の因縁、是全く予 兼日伊勢天照皇太神宮信仰の事故、則御祭礼の日に当テ右の始末難有因縁ゆへ、此一巻に書記し置、永代護摩供可致修行者也云々

播州赤穂沙門

神宮寺俊恵

書印有

追加

右為返報久次郎殿其節の姿絵か、せ、予一代札拝慕敬怠たらず、末世にても右陰徳感服して謹而札拝尊敬すへし

うれしさを

書置亀の

すえかけて

久次の栄へ

守らせ給へ

右当国池の脇村長寿寺と申寺ニ、絵姿一幅右の通りの書物御座候、右仮写置

以上をかいつまんで述べると、以下のとおりである。播州赤穂の神宮寺の僧俊恵は、寛文四甲辰年九月一六日に、多賀大社に参詣の帰途、中山道の野洲郡小堤村の道端で小憩した。その折、金子七拾三兩と外に旅費貳兩貳分の入った袋を伐り株の上にのせたことを失念して出立し、一〇町ほど行き過ぎてから思い出し、倉皇として立ち戻る途中に、天秤棒の先に件の袋をぶら提げた久次郎に出会った。袋の返却を乞うたところ、久次郎は伏見経由で大坂へ下るはずであった旅程を、大津止宿に変更する旨を話し、同行するように俊恵に伝えた。大津宿で袋のなかを極めて相違ないことを確認のうえで、久次郎は袋を俊恵に返却した。俊恵は、感謝の気持ちとして一〇両を進呈しようとしたが、久次郎は固辞した。種々押し問答の末、久次郎は身元を明かし、子孫長久の祈念を頼み、俊恵は快諾した。そして、俊恵は久次郎の正直と清廉の陰徳を称えるために、謝恩を込めてこの一文を草したことを述べている。

これは、伝聞によるものではなく、一方の当事者である俊恵の手によって記された文書であるので、内容の確度は

第一表 松居久右衛門家の蓄積過程

年号	西暦	有銀(貫)
正徳3	1713	29.939
4	1714	31.996
5	1715	38.385
享保元	1716	43.274
2	1717	50.595
3	1718	70.234
4	1719	87.985
5	1720	103.493
6	1721	31.270
7	1722	35.214
8	1723	40.854
9	1724	46.401
10	1725	55.200
11	1726	58.208
12	1727	66.214
13	1728	64.810
14	1729	67.146
15	1730	70.189
16	1731	74.040
17	1732	82.116
18	1733	81.873
19	1734	86.438
20	1735	93.904
元文元	1736	85.338
2	1737	144.559
3	1738	172.274
4	1739	183.350
5	1740	192.250
寛保元	1741	183.092
2	1742	191.706
3	1743	201.898
延享元	1744	214.257
2	1745	224.060
3	1746	225.947

(註) 1. 享保5年には、「此年慶長銀示也、古金ニ替り申候、改廿五貫百七拾毫匁」との注記あり。

2. 元文元年には、「此年文銀出、五割増、此銀百廿八貫目也」との注記あり。

(出典) 延享3年「書出張」(# 262)より作成。

高いと考えてよいであろう。すなわち、この逸話から次のような久次郎についての事情を汲み取ることができる。文中の久次郎は、自分自身を貧しき難渋者と称し、大坂から播州路へ当国の産物藪笠を持参して行商しようとしている。四六歳になる江州神崎郡衣笠山麓位田村の久次郎と名乗っていること。大金の入った袋の返却に際して、同宿の上で確認後に返金する思慮深さをもっていたこと。貧しい行商人ながら、金銭への欲得よりも落とし主の困惑を顧慮することができ、なおかつ謝礼を拒絶する廉直な人柄であったこと。

貞享元年(一六八四)に亡くなったといわれる久右衛門家初代の頃の店卸しについては、未詳である⁽³⁾。二代目久右衛門浄心の代の経営は、久左衛門家の延享三年の「書出張」によって元禄三年(一六九〇)から延享三年(一七四六)にいたる三四年間の純資産の推移を知ることができる⁽⁴⁾。その劈頭には「本家久右衛門殿初り店感勘定之写」とあ

るので、正徳三年（一七二三）になって、勘定帳の記帳を開始し、営業の内容は不明ながら本格的に商売に打ち込み始めたと思ふこともできよう。

第一表によれば、正徳三年の銀二九貫九三九匁から始まって、順調に資産を伸ばし、享保五年（一七二〇）には銀一〇三貫四九三匁に増加した。しかし、この年一月朔日から享保の改鑄の一環としての良貨の鑄造に応じて、改めて銀二五貫一七一匁と算定し直している。その後も資産を伸ばし、元文元年（一七三六）に銀八五貫三三八匁に増加したところで、元文の改鑄による悪貨鑄造のため、これを五割増しに計算し直して銀一二八貫匁に換算している。延享三年には銀二二五貫九四七匁一分に増えた資産を、同年、二代目久右衛門は子供達に次のように分与した。

- 一 式メ四百六拾八匁三分 庄次郎引
- 一 三メ貳百匁 大米札 七メ四百匁引
- 一 五拾貫目 庄右衛門殿
元手金
- 一 四十五メ貳百七十八匁八分 久左衛門殿へ
元手金
相渡ス
- 一 四十五メ匁 市右衛門殿へ
元手金

引

割渡し銀

ノ 百四十五ノ九百四十七匁分

右引残り

銀 八拾貫目

本 久右衛門殿

有銀

この財産分与には五人の人名が挙がっている。元手金を渡されている庄右衛門、久左衛門、市右衛門の三人は分家したと考えてよい。庄次郎については未詳である。本家を継ぐ久右衛門には、残り銀八〇貫目が与えられた。

本家久右衛門家は、寛政九年(一七九七)にも子供へ資産分与を行った。すなわち、この年の有銀二七三貫五〇三匁六分のうち、銀七五貫二二三匁五分を忠右衛門へ、銀六一貫五三八匁二分を覚右衛門へ、それぞれ元手金として渡している。本家久右衛門家に残ったのは、銀一三六貫七五一匁七分である。⁽⁵⁾このようにしばしば財産分与を行いながらも、本家久右衛門家は、弘化く安政頃の近江商人番付である「湖東中郡日野八幡在々持余家見立角力」では、右欄最上段の四番目に位置している。商才豊かな当主が続いたことを推定させるものである。

二 松居久左衛門家の経営と蓄積

松居久左衛門家は前述したように、延享三年に松居久右衛門家から元手金として銀四五貫二七八匁八分の分与を受

けた初代松居久左衛門浄雲によって創設された。時代は江戸時代中葉、前年には八代將軍吉宗が將軍職を辞し、なお大御所として君臨していた時代である。位田村の村高は三一七石九斗六升、彦根藩領である。⁶⁾

まず、久左衛門家の系譜について行文の都合上、六代目までを記しておこう。⁷⁾

初代 浄雲(俗名久次郎) 安永三年二月七日没 享年七九

二代 行願(俗名不詳) 文化六年四月二六日没 享年七三

三代 遊見(俗名久三郎) 安政二年五月二二日没 享年八六

四代 行遊(俗名久次郎) 嘉永二年七月八日没 享年五〇

五代 松寿(俗名久三郎) 明治四〇年一月三〇日没 享年七六

六代 遊照(俗名助二郎) 昭和十年一月二二日没 享年七三

久左衛門家の純資産については、延享三年(一七四六)から明治二八年(一八九五)までの一五〇年間の推移を資産金額だけ記して一冊にまとめたものに、前掲した延享三年染筆の「書出帳」がある。その他に、純資産算出の元になった毎年の店卸し勘定帳である「書出帳」が、文政一二年(一八二八)以降ほぼ残っている。ここでは、前者を永年「書出帳」、後者を年々「書出帳」と呼ぶことにする。

永年「書出帳」の金額表示は、一貫して銀高表示である。すなわち、金銀の換算は一両を銀五四匁立てとして銀換算しているが、明治八年(一八七五)からは円表示となるものの、一円を銀五四匁に換算してやはり銀高で記している。年々「書出帳」の金額表示は、金高表示計算である。その金銀換算は、安政六年(一八五九)までは銀高表示は一両を銀五四匁に換算して金高表示に換算しているが、万延元年(一八六〇)からは時の相場によって銀高表示を金高に換算している。すなわち、金貨のみに対しておこなわれた万延の改鑄をはさんで、銀高表示の純資産額は、それ以

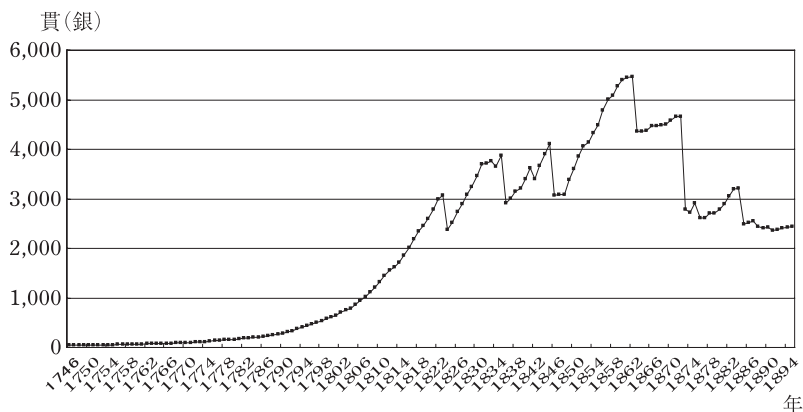
第二表 松居久左衛門家の蓄積過程（単位：貫匁）

年号	西暦	純資産	延銀	損益	年号	西暦	純資産	延銀	損益
5	1785	211.891	11.121	延び	延享3	1746	45.278	—	本家より貰い
6	1786	219.038	7.047	延び	4	1747	45.272	0.006	損
7	1787	229.881	10.843	延び	寛延元	1748	48.983	3.710	延び
8	1788	252.443	22.562	延び	2	1749	49.870	0.886	延び
寛政元	1789	271.725	19.282	延び	3	1750	50.657	0.786	延び
2	1790	286.902	15.176	延び	宝暦元	1751	50.914	0.256	延び
3	1791	307.380	20.478	延び	2	1752	50.938	0.024	延び
4	1792	336.057	28.676	延び	3	1753	51.960	1.021	延び
5	1793	380.116	32.059	延び	4	1754	53.209	1.248	延び
6	1794	410.691	30.574	延び	5	1755	54.887	1.678	延び
7	1795	446.890	36.199	延び	6	1756	56.042	1.154	延び
8	1796	472.547	25.657	延び	7	1757	59.462	3.419	延び
9	1797	500.588	28.041	延び	8	1758	62.003	2.541	延び
10	1798	538.056	37.467	延び	9	1759	65.248	3.245	延び
11	1799	577.068	39.012	延び	10	1760	68.744	3.495	延び
12	1800	613.146	36.078	延び	11	1761	68.181	0.563	損
享和元	1801	638.810	25.663	延び	12	1762	71.953	3.772	延び
2	1802	701.616	62.806	延び	13	1763	75.832	3.878	延び
3	1803	760.411	58.794	延び	明和元	1764	77.448	1.616	延び
文化元	1804	788.512	28.101	延び	2	1765	78.669	1.220	延び
2	1805	865.124	76.612	延び	3	1766	79.226	0.556	延び
3	1806	938.225	73.100	延び	4	1767	80.801	1.574	延び
4	1807	1,023.315	80.090	延び	5	1768	86.733	5.931	延び
5	1808	1,122.204	98.689	延び	6	1769	90.062	3.329	延び
6	1809	1,213.462	91.258	延び	7	1770	93.294	3.232	延び
7	1810	1,323.304	109.842	延び	8	1771	98.725	5.431	延び
8	1811	1,453.836	130.531	延び	安永元	1772	105.318	6.592	延び
9	1812	1,558.749	104.913	延び	2	1773	112.123	6.805	延び
10	1813	1,621.986	63.236	延び	3	1774	117.254	5.130	延び
11	1814	1,718.900	96.814	延び	4	1775	127.597	10.343	延び
12	1815	1,863.919	145.019	延び	5	1776	137.038	9.440	延び
13	1816	2,013.610	149.691	延び	6	1777	141.719	4.681	延び
14	1817	2,195.510	181.900	延び	7	1778	152.318	10.599	延び
文政元	1818	2,339.837	144.327	延び	8	1779	160.021	7.702	延び
2	1819	2,461.290	121.453	延び	9	1780	164.533	4.512	延び
3	1820	2,595.535	134.145	延び	天明元	1781	181.074	16.540	延び
4	1821	2,785.851	190.316	延び	2	1782	185.988	4.914	延び
5	1822	2,985.718	199.867	延び	3	1783	191.628	5.640	延び
6	1823	3,073.558	87.840	延び	4	1784	200.769	9.140	延び

(第二表つづき)

年号	西暦	純資産	延銀	損益	年号	西暦	純資産	延銀	損益
万延元	1860	5,403.349	124.409	延び	7	1824	2,383.578	689.980	損
文久元	1861	5,443.321	39.975	延び	8	1825	2,517.831	134.253	延び
2	1862	5,472.077	28.752	延び	9	1826	2,733.464	215.633	延び
3	1863	4,356.032	1,116.045	損	10	1827	2,900.070	166.605	延び
元治元	1864	4,364.301	8.269	延び	11	1828	3,084.538	184.468	延び
慶応元	1865	4,375.272	10.971	延び	12	1829	3,241.239	156.700	延び
2	1866	4,467.176	91.905	延び	天保元	1830	3,466.368	225.128	延び
3	1867	4,474.797	7.622	延び	2	1831	3,699.232	232.864	延び
明治元	1868	4,487.784	12.987	延び	3	1832	3,723.921	24.688	延び
2	1869	4,496.897	9.112	延び	4	1833	3,771.117	47.100	損
3	1870	4,583.196	86.298	延び	5	1834	3,658.932	112.185	損
4	1871	4,662.650	79.454	延び	6	1835	3,874.608	215.676	延び
5	1872	4,654.462	8.187	損	7	1836	2,912.004	(記なし)	損
6	1873	2,780.730	1.873	損	8	1837	3,008.286	96.282	延び
7	1874	2,731.407	49.322	損	9	1838	3,154.288	146.002	延び
8	1875	2,920.988	189.580	延び	10	1839	3,213.729	59.445	延び
9	1876	2,608.146	312.842	損	11	1840	3,402.918	189.189	延び
10	1877	2,613.978	5.832	延び	12	1841	3,619.188	216.270	延び
11	1878	2,715.606	101.628	延び	13	1842	3,396.870	222.318	損
12	1879	2,704.428	11.178	損	14	1843	3,670.110	273.240	延び
13	1880	2,785.104	80.677	延び	弘化元	1844	3,904.335	234.225	延び
14	1881	2,899.044	113.940	延び	2	1845	4,114.152	209.817	延び
15	1882	3,060.234	161.190	延び	3	1846	3,063.001	1,051.150	損
16	1883	3,202.632	142.398	延び	4	1847	3,085.411	22.410	延び
17	1884	3,220.020	17.388	延び	嘉永元	1848	3,092.296	6.885	延び
18	1885	2,480.382	739.638	損	2	1849	3,386.072	273.776	延び
19	1886	2,522.070	41.688	延び	3	1850	3,605.326	219.253	延び
20	1887	2,552.094	30.024	延び	4	1851	3,851.892	246.565	延び
21	1888	2,439.180	112.914	損	5	1852	4,070.836	218.943	延び
22	1889	2,413.368	25.812	損	6	1853	4,134.877	64.043	延び
23	1890	2,419.200	5.832	延び	安政元	1854	4,325.267	190.391	延び
24	1891	2,359.466	49.734	損	2	1855	4,489.967	164.700	延び
25	1892	2,373.624	4.158	延び	3	1856	4,790.288	300.323	延び
26	1893	2,414.124	40.500	延び	4	1857	5,007.002	216.711	延び
27	1894	2,417.958	3.834	延び	5	1858	5,093.815	86.811	延び
28	1895	2,435.400	17.442	延び	6	1859	5,278.940	185.126	延び

- (註) 1. 「延び」・「損」は前年度純資産に対するものである。
2. 文化11年の延びの数字は、正しくは、96貫914匁である。
3. 文政7年の損は、原史料に記載がないので、算出したものである。
(出典) 延享3年「書出帳」(#262)。匁未滿切捨て。



第1図 松居久左衛門家の純資産

前よりも過大な数字で表示されるようになったのである。

延享三年以後の純資産の推移を示すと、第二表のとおりであり、それを図示したのが第1図である。金額の単位は銀で表示されている。純資産は、銀三〇〇〇貫に達するまでは、八〇年余りかけて着実に増加している。その後は三度の急落を含みながらも上昇を続け、文久二年（二八六二）に最高額の銀五四七二貫に達した後、二度の急落を経て、明治期に入ると銀二五〇〇貫を前後するようになる。歴代当主と純資産の推移を見ると、以下のとおりである。

初代浄雲の代には、延享三年に本家久右衛門家から譲与された純資産が、銀九〇貫六二匁となって倍増するのは、二代目行願に家督を譲る直前の明和六年（一七六九）である。安永三年（二七七四）から始まる二代目行願の時代に純資産は、銀一一七貫二五四匁から銀三八〇貫一一六匁へと三倍以上に増加し、翌年の寛政六年（一七九四）に明和七年（一七七〇）生れの二五歳の三代目遊見に引継がれる。

この遊見の時代に、松居家の純資産は急増するのである。すなわち、純資産が銀一〇〇〇貫を超えた文化四年（一八〇七）以後、毎年の純益はほぼ銀一〇〇貫を上回るのので、家督を譲る前年の天保五年（一八三四）の純資産は銀三六五八貫九三二匁に増えている。

四代目の行遊の時代は純資産の浮沈がかなり激しく、行遊は銀三〇九二貫二九六匁を遺して没し、遊見が当主の座に返り咲いている。遊見が安政二年（一八五五）に没した時の純資産は、銀四四八九貫九六七匁に増加している。遊見の後を継いだ五代目松濤の時代の文久二年に、前記のように数字の上からは銀五四七二貫七七匁の最高額を記録した後、江戸末期から明治初年にかけて急落し、明治二〇年代に銀二五〇〇貫を前後しながら六代目の遊照が明治二六年（一八九三）に承継した。⁽⁸⁾

このようにみえてくると、松居家の最盛期は、純資産が一〇倍に増加した三代目遊見の時代であったことが分る。⁽⁹⁾以下、江戸期における最高の純資産額を示す文久二年と六度の純資産の急落の事情を中心として検討しながら、経営の中身に迫ることにしよう。

純資産が急速に増加していった遊見の時代において、唯一純資産額が急落した文政七年（一八二四）の事情を永年「書出帳」で見してみると、急減の事情を次のように述べている。

文政七年甲申十二月

一 文化十二年亥年^乙御屋敷方取引相初候所、申年迄十ヶ年ニ相成、諸々相滞候ニ付、此所へ記置

覚

文化十二年亥年^乙初メ

一 金八千七百拾両

板倉伊予守様

御用達高メ

右之内

一 金三千七百六拾兩貳分也

月壹歩利足

半減除置

五朱利盛

積立金

差引而

金四千九百四拾九兩貳分也

損

文政三辰年初

上州小幡

一 金貳千七百七十兩

松平宮内少輔

御用達高

右之内

一 金五百六十七兩壹歩

月壹歩利足

半減除置

五朱利盛

積立金

差引て

金貳千貳百貳兩三歩也

そん

文化十五亥年初

信州高遠

一 金六千九百六十弍兩

内藤大和守様

右之内

一 金千七百七拾兩弍分也

月壹歩利足

半減除置

積立金

差引て

金五千百九十一兩弍分

損

上州柏木

一 金千七百兩也

藤士善藏

右は勘定相滞候ニ付

貸金高不残引置候

上州吉井

一 金千八百兩也

堀越千右衛門

右は不如意ニ付

十ヶ年賦ニ相成候間、不残引置

信州諏訪

一 金六百八十四両

林元右衛門

右は不如意二付、廿ヶ年賦二

相成候間、不残引置候

六口

メ 金壹万六千五百廿七両三分也

右莫大之損毛有之候間、如此之勘定ニ相成候、以後御屋敷方取引子孫孫ニ至迄、何程手堅ク御仕法ニ而も決
而致間敷候、前書之通心得違無之様、堅ク可相守事

文政七年甲申十二月

久左衛門

行年五十五歳

倅久次郎へ勘定相渡ス

列挙されているのは、全部で六口の大名貸しの滞り金である。揭示した板倉伊予守は上州安中藩主であり、板倉家と同じ月一步(分)の利足での貸付先は、上州小幡藩主松平宮内少輔と信州高遠藩主内藤大和守である。そのほか、上州多野郡の柏木や吉井、信州諏訪において大名貸しによる滞り金と目される取引が三口あった。遊見は、大名貸しの滞り金額は六口総計金一万六五二七両三分に上ると記した後、莫大な損毛となったので、以後大名貸しは子々孫々

にいたるまで禁止している。このように不良債権を整理した後、遊見は五五歳で「書出帳」の記帳を四代目久次郎に譲ったのである。

こうした大名貸しは、遊見単独ではなく、同じ金堂村の豪商九代目外村与左衛門と組み合つての融資であつた。与左衛門も、同家の家乗である「先祖代々伝来記」の文政九年の条で、「御大名様御出入御勘定仕法相建候杯と申事、決而致間敷事ニ御座候」と悔恨を込めて記している⁽¹⁰⁾。

次の不勘定の年は、天保五年（一八三四）である。永年「書出帳」によれば、この年、大坂、京都、上州や近村への二二件の滞り貸金七二一〇両を損金として引き落としたため、純資産は銀一一二貫ほど減少している。

三番目の大損耗は、天保七年（一八三六）である。この年の損失の原因は、遊見の筆で特別に永年「書出帳」に内訳が書き付けられている。すなわち、資産急減の一因は遊見の三男の太七が、上木蘇木という薬材の取引で、金九七〇七兩一分の損失を出す失敗をしたことによる。このことを遊見は、「右は太七心得違ひ如此、已来薬種商内向後決而致間敷事」と記している。さらに、次男正太郎が天保三年に京都で行つた、糸絹類の間屋仲間を通さない直買が摘発されたことによる京都糸一件と、商売方の損などを合わせた損失額が計金五五一一二両。その上で遊見は、次男正太郎と三男太七が相次いでこうした失敗をしたためか、正太郎に金三〇〇〇両、太七へ金二〇〇〇両、川並の与次兵衛へ金三〇〇〇両をそれぞれ元手金として計金五三〇〇〇両を分与している。その結果、純資産は金五万三九二六両となり、これを一両、銀五四匁立てで銀二九一二貫と換算している。

天保一三年にも、永年「書出帳」は、「金壹万兩余正味損引候故、如此大不勘定也」と、原因は挙げていないものの一万兩余の損引きを書き留めている。ただ、「寅八月一朱銀御停止、其外下地文字金同断、以来保字金斗通用被仰出候、当亦寅春、諸事御改革被仰出候」と、天保改革の開始を注記するのみで改革への批判となる表現を避けるためか、

第三表 松居久左衛門家5年ごとの年々「書出帳」による経営動向

年号	西暦	有物	麻布有物	糸絹売上	金銀貸方		左の合計	預り金
					諸方貸方	御屋敷貸方		
文政11	1828	銀46貫926匁	10両	12,333両	55,457両	19,664両	88,334両	31,200両
天保4	1833	7,667両	—	11,112両	77,308両	12,508両	108,596両	38,761両
天保9	1838	11,370両	—	3,543両	76,201両	9,620両	100,735両	42,323両
天保14	1843	1,096両	—	7,101両	90,754両	10,490両	109,441両	41,368両
嘉永元	1848	1,717両	—	9,609両	74,519両	7,358両	93,204両	35,940両
嘉永6	1853	750両	—	—	95,149両	10,382両	金106,282両 銀21匁	金29,710両 銀50匁
安政5	1858	46両	—	—	金97,706両 銀796貫107匁	金14,572両 銀11匁	金112,325両 銀796貫118匁	金26,870両 銀157貫71匁
文久3	1863	107両	—	—	金107,218両 銀379貫725匁	金15,124両 銀3匁	金122,451両 銀379貫728匁	金46,329両 銀16貫53匁
慶応4	1868	1,456両	—	—	金115,108両 銀413貫792匁	21,155両	金137,720両 銀413貫792匁	金59,606両 銀14貫411匁
明治6	1873	260両	—	—	金113,569両 銀2貫940匁	14,316両	金128,146両 銀2貫940匁	金76,675両 銀553匁
明治11	1878	21円	—	—	97,517円	—	97,538円	47,249円
明治16	1883	60円	—	—	103,070円	—	103,130円	43,822円
明治21	1888	66円	—	—	71,547円	—	71,613円	26,443円

損引きと改革の影響を明示的には記していない。

弘化三年(一八四六)の銀一〇五一貫百五十匁五分の純資産損耗について永年「書出帳」は、「右は¹⁾太七殿配分金并取替金、惣高貳万三千五百両余損金相立候二付、無抛勘定引候二付、右不勘定之事」と記している。弘化三年の年々「書出帳」をみても、江戸方差引として金二万三五二五両が符丁を使つて記されているのみであり、配分金・立替金が何を指すのか不分明であるが、またしても三男太七が取引上の失策で大きな損失を招いたことによる減少である。

文久三年(一八六三)には、銀一一一六貫四五匁の損を出している。これは、永年「書出帳」の注記によれば、「但酉年²⁾亥年迄三ヶ年そん不残引落し、大不勘定、太七久左衛門立合致候」とあり、文久元年から三年までの三ヶ年の損失を、残らず引き落としたことによるものである。この処置は、当主の五代目久左衛門と後見人の叔父太七とが立合いで決めたと記されている。どのような事情による損失かは、同年の年々「書出帳」を見ても同じ文言が記されているのみで詳細は不明である。⁽²⁾

明治期については、三度の主な損失計上年がある。明治六年

(一八七三)の純資産は、前年度に対して銀一八七三貫七三二匁の損失となり、銀二七八〇貫七三〇匁に急減した。その事情を、永年「書出帳」は「当年、一東京店一月十九日閉店相成右同所損失、并彦根藩高遠藩調達金引落シ、其外二諸々損毛等二而大不勘定ニ相成申候事」と特記し、太七家の東京店閉店による損失、明治政府の藩債処分による彦根藩・高遠藩への調達金損失、それと諸々の損耗を合算した不勘定によるものであると記している。明治九年の銀三一二貫八四二匁の損失は、「当年、亥十二月勘定ニ新公債証券高壹万六千五百十円、丸勘定ニ相立置分、四百円久引落シ、并久●嘉兵衛貸金損等二而大不勘定」と、新公債の引落しと貸付金の損金による不勘定を注記している。つづいて、明治一八年の銀七三九貫六三八匁の減損については、「先年⁶貸方相滞金一時ニ引落シニ付、大不勘定ニ相成候事」と、貸滞り金を一挙に清算した結果であると打ち明けている。

次に、年々「書出帳」を五年毎に集計した第三表によって、さらに立ち入って経営の趨勢を検討してみよう。年々「書出帳」の記述の仕方は、在庫品の有物、麻布や糸絹の売上高、金銀貸付額を計算し、その合計から預り金を差し引いて純資産を算定する方式である。このうち、金銀貸方は主に商人・農民、江戸・大坂・京都の支店への貸付を内容とする諸方貸付と、領主である彦根藩の役所や家臣団への貸付および諸大名への貸付からなる「お屋敷方」に分けられている。個別に趨勢を見てみよう。

もともと古い文政一一年(一八二八)の年々「書出帳」で見ると、有物は、生薬の原料・綿・米・石灰などの在庫が銀表示で四六貫九二六匁であったものが、天保年間には綿の取扱いを中心に急増し、天保九年には一万両を超える額に増大する。しかしその金額は、天保改革時に急減し、安政年間にはわずかに米の金額が挙げられているのみである。麻布方の中身は、紙や畳表の在庫額であり、天保年間に消滅する。糸絹の売上は、嘉永元年に九六〇九両が計上されて後、嘉永六年以後はこれも皆無になる。

この表では、松居家の商品取引は嘉永年間以後衰退したように見えるが、商品取引の活動は出店に引き移されたと考えられる。出店に関する残存史料は、ほとんど残っていないので詳細は不明ながら、慶応三年（一八六七）の江戸店の売上は、呉服太物の一二万二四三三両を筆頭に練綿・生糸・水油を合わせて二〇万六〇七一両であり、利益は呉服太物の六八一七両を先頭に合計九一八二両であったという¹³。それより何より、嘉永四年（一八五二）の間屋再興令後の『諸問屋名前帳』によれば、松居久左衛門家の江戸出店は呉服問屋・白子組木綿問屋・真綿問屋の本組みに登録されていることからしても、相当の規模の店舗であったことがうかがわれる¹⁴。なお、同史料によれば、松居家の呉服問屋と白子組木綿問屋の項は次のように記されている。

松居久左衛門（伊勢町太兵衛地借、江州住二付店支配人善兵衛、慶応二年二月店支配人替新助）太七（明治元年十二月弟相続、店支配人力蔵）

この記述から、松居家の出店は伊勢町にあったこと、店は久左衛門家と太七家の共同経営であり、久左衛門家の店支配人は、善兵衛から新助に替わったこと、太七家の店支配人は弟の力蔵であることなどが分る。

「諸方貸方」の金額は、天保・嘉永期を通じて増大し、天保末年以後は金に換算して一〇万両を超えている。「御屋敷貸方」は、一万両を前後しながら、最大金額となるのは、慶応四年の二万一一五五両である。また、預り金は諸大名・役所手当金・出店手当金、難渋人手当金、奉公人預り金、寺預り金、村方預り金、頼母子講金預り、近在や取引先の農商民からの預り金など多様である。本店の経営に限れば、商品取引ではなく金融業務に傾斜していたことは事実である。

三 松居遊見の経営理念

松居家三代目の遊見については、商才に抜きん出ていただけでなく、積徳善行の人柄であったと伝えられ、明治三十七年の国定教科書にもその勤儉の逸話がとりあげられていたことは周知のことである。

遊見が商才に優れていたことは、受継いだ資産を一〇倍に増やしたことによって実証されるが、日常における人となりについては、同時代の村方の文書によってうかがうことができる。遊見はその生涯において、数回にわたって領主である彦根藩から顕賞されたが、藩では表彰に先立って周辺の村々へ遊見の身上について諮問している。以下に示すものは、最初の表彰となる文政六年（一八二三）の顕賞の際に、彦根藩の遊見に関する諮問に対して、居村の位田村の村役人が文政四年に答申したものである。⁽¹⁵⁾

御尋ニ付乍恐以書付御答奉申上候

神崎郡位田村

一

久三郎

右之者行情如何有之哉可申上様被 仰付奉畏候、乍恐此者義ハ御百姓之透間ニ旅商を以渡世仕候、尤家業ヲ相励ミ大金ヲ致申候、常ニ質素ヲ相守、人ニも相応之表致候者ニ御座候、御高ハ拾三石余所持仕申候、自分常ニ旅ニ罷有候故、耕作之為ニ忒人ヲ召抱置、家ニ居候得ハ、農業も相勤、早魃之節杯ハ夜分も罷出水替仕申候、依之人々夫ニ而ハ御田地ニ利潤相見へ不申如何致候事哉と相尋候得ハ、私農家ニ乍生御百姓不相勤段ハ恐入申候、利潤ニ相拘り不申由申居候、扱商方之義ハ布木綿呉服原苧等之類、京大坂上州信州名古屋等ニ而売買仕申

候、尤亡父之時代ハ勝手方ハ至極宜敷御座候ハ益繁昌仕、当時ニ而ハ大金ニ相成、既ニ諸御大名様方ヘも御用達申上候位ニ御座候、儉素之義ハ、居宅先年之俣ニ而至而ハ龜抹ニ候得共建替不仕、夫成ニ暮申候、尤昨年地震ニ而ハ土蔵損シ立替被申候、是ハ相応之金子ニ入る由誠ニ丈夫成ものニ御座候、衣服飲食之奢侈も無御座候、着用ハ常ニ紺嶋之木綿ニ而、京大坂ニ而も相濟セ申候、貴人様方ヘ罷出候節、其外吉凶ニハ新ヲ御用候迄ニ而、羽織も無摺節ならてハ着用不仕候、諸道具之類一ツも上品ハ不用、何も下品ニ而ハ沢山所持候て、人々借求メ候得ハ悦貸遣申候、人々難渋ニ至り候得ハ、相応ニ時々相救、又貸遣シ申候、併其人柄相撰、身分不相応之暮方等之者ハ一向取救不申候、小前ニ而ハ恩ヲ蒙候もの多御座候、又商用方ニ而も損金相懸り候而も、是ハ私之目利違不調法と申居候、唯 御国恩之義と仏恩と亡父之事ヲ大切と申居候、大体右様之趣ニ御座候、此段御尋ニ付乍恐以書付御答奉申上候 以上

位田村

文政四年巳七月廿九日

庄屋 作右衛門印

御代官所様

横目 吉右衛門印

右の文書は、諮問に応じて遊見（久三郎）の暮らし向きや行状をおよそ次のように伝えている。身分は百姓であり、農閑期に旅商いに従事しているが、家業に励むので大金の保持者である。所持石高は一三石余であり、通常は旅商の身なので、留守中の耕作人として二人雇用している。在宅しているときは農業に勤しむので、周囲が利潤も上がらないのどうして農業に励むのかと問えば、農民の身分として当然のことだと答えるのが常である。

その商いの方法は、布・木綿・呉服・原苧などを、京・大坂・上州・信州・名古屋などで売買している。家計は、大金を有して潤沢であり、大名貸しさえおこなうほどである。

日頃の行状は質素儉約に徹し、住居は古い居宅のままを使用し、去年の地震で土蔵が損壊した際も、ただ堅牢に建て替えたのみであった。飲食の奢りもない。普段の衣服は、京・大坂でも紺縞の木綿で通し、貴人や吉凶の席では新しい木綿類を着用するのみであり、羽織も止むを得ない場合しか使用しない。道具類に凝ることもなく、並製の品を数多く備えておいて、借用の申込があれば快く貸し出している。

暮らし向きの苦しい難渋人や小前の者に対しても、相応に救恤している。また、商いの上で、貸付金が損金となっても、自分の目利き違いによる不調法のせいにして済ましている。ただ、常々口にするのは、国恩、仏恩に謝し、亡父への孝養を大切にすることである。

右の位田村の他、いずれの近隣の村々からも同様の答申を得て、彦根藩は、文政六年にその行状が篤実奇特として、遊見に米五俵を賞賜した。時に遊見、五四歳であった。

彦根藩から顕賞される前年の文政五年、遊見は四人の息子達に宛てた遺産の分配方法を規定した以下のような「掟書」を書いた。⁽¹⁶⁾

掟書

一御公儀様より被仰付候御法度の趣、堅ク相守可申事

一御殿様より被仰付候趣、心得違ひなく急度相守可申事、第一奢ケ

間舗事、急度相慎可申事

及死後身上割

一金壹千両也

九蔵へ

一田地 貳反

遣し候事

元手金

右は廿壹才の春^ノ十ヶ年の間、年四朱利足を加、三十壹才ニ相成候節、相渡し可申事、又廿壹才^ノ十ヶ年の間、年々勘定致し、延金の内、壹割九蔵へ遣し可申事、尤も、此金子ニは利足加江申間舗事、斯執斗致置候事、本家壹人ニ而ハ行届き兼候ニ付、十ヶ年の間一所ニ可致事

一ふしんの儀は、本家^ノ致し呉候事、是以本家ニ順しふしん可致事

一金八百両也

太七へ

一田地 貳反

遣し候事

元手金

右は廿壹才^ノ十ヶ年の間、年四朱利足加江三十一才^ノ春相渡し可申事

一金貳千両也

十ヶ年の間

利足斗遣し候事

右、太七事は外商売為致候事、廿壹才^ノ三十才迄十ヶ年の間、月五朱

利足年々請取、本家へ預り置、三十才ニ相成候而商売見通し相付き候ハ、十ヶ年の間、利足斗一集ニして

元手金相渡し可申事、尤も利足金預りは年四朱の利足加へ帳合致し置可申事

一仙蔵事は、先々割合を以執斗可致事

一 親行願様より被仰置候二付、村方難渋人手当金子多少有之候、右金子の儀は別家致し候時節二式百両宛遣申
度存念二候、尤も右金子本家方是迄執斗致来候通、相心得可申事

一 右三人の者共、万一不法相働心得違致候ハ、元手金は壹両も相渡し申間鋪候、其時節二及候ハ、致し方なく
御百姓為致可申事

右の通死後二及候上は、執斗可致事、兄弟睦間鋪大切二可致事

親

久左衛門印

文政五年

午正月

兄 久次郎殿

九藏 殿

太七 殿

前書の通相認置候得共、本家無人二而不手廻りの時節御座候ハ、相談の上執斗可致候事、斯相認置候得共、
末々無難二相統被致候而も、夫々江手当も難相成存候間、何卒く心を合せあい認置候通、割合致候儀頼入候

親

久左衛門印

文政五年

午正月

久次郎殿

畑の事は別家為致候時節二、執斗可致候事

右の掟書は、長男久次郎・次男九藏・三男太七へ宛てた一種の遺言である。公儀法度と奢りの振舞いを禁じた二箇条を記した後、自分の死後の財産分割として、長男の久次郎を除いた三人の息子への遺産相続を次のように取り決めている。九藏へは、元手金として金一〇〇〇両と田地二反を与えるが、二一歳の春から一〇年間は年四朱の利足を加算し、三一歳になれば渡すこと、その他にこの一〇年間の本家の延金のうち、一割を九藏へ渡すこと、この一〇年間の経営は本家のみでは手に負えないので九藏も手伝うからである。九藏の家屋については、本家に準じたものを本家が造ること。

太七へは、金八〇〇両と田地二反を元手金として与え、二一歳から一〇年間は年四朱の利足を加算し、三一歳の春になれば渡すことは九藏と同様であるが、太七は別商売をさせるので、別途に金二〇〇〇両を本家に預けて年五朱の利足を積立てて、一〇年後に利足のみを、前述の四朱の利足とともに元手金として与える。

四男の仙藏については、幼少のためか、九藏と太七の例に準じて取り計らうように求めているのみである。

また、遊見の父親の行願の遺志によって、本家でこれまで積立ててきた村内の生活難渋人手当金は、分家の際に各二〇〇両宛与えるので、それぞれの分家でも同様の取り扱いをするようにと申し付けている。そして、九藏・太七・

仙蔵に、道に外れた行いがあれば、一両も渡してはならず、兄弟仲も睦まじく暮すこと。末文に別項を立てて、特に長男の久次郎宛てに、将来において、本家のみでは行届かない場合は兄弟の力を合わせて、規定どおりに遺産分与をするように頼んでいる。

この「掟書」を書いた遊見は、文政七年（一八二四）の永年「書出帳」の末尾に「酉年ふ倅久次郎へ勘定相渡ス」と記して、経営の第一線を長男の久次郎に譲渡している。当主としての家督を久次郎行遊に譲つて隠居となつたのは、天保六年（一八三五）の六六歳の時であつた。家督を譲渡するに際して、遊見は先述の三人の息子達宛に「子孫江書置之事」という一文を認めている。

子孫江書置之事

一 当家二代目行願様は、御養年マヤの頃より御身軽マヤにして、時世マヤ二流行致候所の風氣不用、至而古風御好、正直を第一と被為遊、家業マヤニおゐては聊も無御油断、朝は未明より夜前迄商売而已御身を苦しめ心を尽、其烈事申斗も無之、平生御身マヤニは地太成木綿裾短成鹿服を着シ、其上鹿喰被為遊、誠ニ御身の上ニおゐては一錢文も無益の無費、儉約嚴敷事一として洩れ候事なく、ご老体マヤニ被為成候而も傘杯は曾而御用ひなく、雨降ニは俗ニはつち笠と申竹皮の大一文字笠マヤニ、こかし鼻尾マヤの下駄也、誠ニ御後姿拝見候而は痛々敷、後代の為御手鏡、ケ程迄ニ御身を詰給ふ御深切の思召、勿体なく身マヤニ余り恐入落涙仕候、

然ル所、文化四丁卯正月廿八日五つ半時御年七十一歳マヤにして御殿様迄も達御聴、行跡嚴重成御誉言被下置、其上為御褒美元米五表頂戴被仰付、難有御請被成候、是偏御実意の頭と可仰承候、然所文化六己巳正月廿八日ふ不斗御病氣差発、色々と御養生も被為有候得共、何となく次第二御疲相増笑止

千万二候、有時御側二居合候者皆々御扨被遊候而、下拙意人へ密ニ被仰候ニは、此度の病氣迎も本復有之間敷、就夫其方江申置度儀は、先当家も先祖^のの御蔭を以、商売方元手金もケ成ニ出来、本望の至ニ候、此上は村方難渋者為救年々金子百両宛除ケ金致置、年々其人ニ応し合力可被致候、拙者若年^の念願ニ候間頼入と御念頃ニ繰返し^く被仰置候、其後追々御病氣差重り御養生無御甲斐、終ニ四月廿六日七つ時御年七十三才ニ而御往生被為遊御殘多是非も無之次第二候、

時ニ拙者廿五才の春、当家相続の儀、行願様より被為仰渡難有讓受申候、夫^の大切ニ相勤メ参り候所、文政六年未十二月廿一日御殿様より亡父跡嚴重ニ相守由、神妙の至と被為思召、御褒美御米五表御頂戴被為仰付、誠ニ冥加至極難有仕合ニ奉存候、浅智無才拙者如此の儀は有間敷所、是全ク故行願様御身の御行跡正敷、堪忍強為御渡給ふ故、自奉見習ひ申候、行願様厚御思召被為御行届候事と、尚々難有奉存候

扱拙者も当春頃^の何となく根氣おとろひ、眼氣薄ク相成、手足追々弱り心さびしく、時節なれば不及是非、しかし能勘弁致候得ハ、年積り六十六才ニ、左も可有筈歟と覚候、最早商売向は迎も相勤り不申、当年中倅久次郎江相続方引渡隠居致度候間、得と勘弁可致候、

就夫兄弟三人共能考見可申、一昨年秋諸国大凶作、殊ニ出羽奥州大凶年ニ付巳冬^の午夏頃迄諸国一統米穀大直上り、国々飢死致候者夥敷有之候所、我々は行願様御蔭ニ而一日喰事心配なく、寒氣を凌兼候難渋もなく過行候、是全ク先祖の汗油を喰する故と存候、貧苦ニ迫り迷惑の味も不知金錢の尊妙^の利も不分別詐はり暮し、うかくと奢ニ停止^マ、終ニ家を亡、先祖の大恩を仇ニ報可申歟と、是而已心痛致候、能々相考重恩の行願様仇敵ニならぬ様相心得可申候、此上は兄弟睦間敷手を引合て相統致候様頼入候、為後日書残し置候、反古ニならぬ様、時々拝見可致事、如件

行年

六十六才

天保六乙未四月

久次郎殿

正太郎殿

太七殿

親 久左衛門

表題のとおり、書置として記されたものである。内容から見て、前段と後段に分かれる。前段は、遊見の父である行願の行状とその遺言である。すなわち、先ず、二代目行願の日常が、いかに質素儉約と刻苦精励に徹したものであったかということ細部にわたって具体的に述べ、その風聞は彦根藩庁に達し、米五俵の褒美を得たことを伝えてい。次いで、遊見は、七六歳の行願から文化六年（一八〇九）の臨終の席で、村方の難渋人のために、年一〇〇両の積立をし、その人に応じて合力することを頼まれたと述べている。遊見が文政六年（一八二二）に彦根藩から、行願と同じように米五俵の顕賞をうけたのも、行願の行跡を見習った御蔭であると、父親の功績として語っている。

後段は、六六歳となった最近の体力気力の衰えを訴え、商い向きのこととはとても勤まらないので、長男久次郎に跡目を譲り、隠居する覚悟を披瀝している。この際に、兄弟三人によく勸考してもらいたいことは、天保四年（一八三三）から五年の飢饉の時でも、飢えることなく凍えることなく生活できているのは、すべて先祖の苦勞の賜物によるということである。その恩を忘れ、浮かれ奢つて暮せば、やがては家を滅ぼすことになるのではないかということのみ心痛している。この上は、くれぐれも兄弟睦まじく、互に協力しての家業永続することを願っている。

この後、久次郎が五〇歳で嘉永二年（一八四九）に死去したので、八〇歳の遊見は店主の座に復帰し、安政二年（一八五五）に没するまでその地位にあった。

遊見は、右記の遺言類以外に、特に経営理念をうかがわせるような家訓を遺してはいない。そこで、遺されたいくつかの明治期の遊見に関する見聞、伝聞を集めた資料類の逸話のなかから、その人となりを探ることにしよう。

明治三年（一八九八）三月に発行された浜口惠璋の『新妙好人伝 初編』に、「近江 松居遊見」という小文が載っている⁽¹⁸⁾。これには、遊見の人物を伝えるエピソードが盛り込まれている。熱心な念仏信者であったこと、奉公人への労わりと彼らの遊見への帰服、貧民への救恤行為、領主や寺社への報恩の行などの善行である。

なかでも注目されるのは、遊見が商機に鋭敏でありながら、自己のみ富むことを目指さず、自利利他の教説のように商利を村民と共にしようとしたことである。たとえば、生糸の利益の見込みのあるときは、親族や隣家の家々を回って遊金を集め、それで得た利益を出資金額に応じて配当し、眠った資金を動かすことによって利を掘り起こしたことである。これは、乗合い商いの一種であるが、同時に後進の育成という意味合いもあった。

商人を目指す後進の道を拓くという点では、他にも事例がある。丁吟ちやうぎんと呼ばれ、幕末から明治にかけて豪商となつた丁子屋小林吟右衛門家の興隆には、遊見の援助が一つの契機となっている。筆記年未詳の『松居家聞書集』は、遊見と丁吟との関わり合いについて、次のような二つの伝聞を記している⁽¹⁹⁾。

小林ト云フ人ハ、七転八起シタ人デ：（中略）カウ云フ様ニ物事ガ外レテ、四十二ナツテモ更ニ金ガ儲カラナカッタ、何デモ在ル時ニ自宅ノ座敷デ寝転ンテ嘆息シテ、モウ自分ノ運ハナイノダ、ヤハリ元ノ百姓デ世ヲ送ラウト考ヘテ居ツタ所ガ、四十雀ト云フ鳥ガ其室ヘ入ツテ非常ニ舞フタ、フト心ツイテワシノ運性ハ四十カラデアアルカ知レヌト、

俄カニ旅装ヲ調ヘテ大阪ヘト心指タ、一説デハ遊見ガ小林氏ノ野ニアル所ヘ行キ、今一度奮起セヨと云フタト云フシ、一説デハ此大阪ヘノ途中、伏見カラ三十石船で同船シテ図ラズ遊見ト語り合フテ、今日マデノ成行ヲ語ラレタラ、大阪ヘ行カレルカ、結構ナ事ダガ、何カ見込アツテ御越デスカトノ問ニ、見込ノ立ツモノナクデモナイガ、資本ガナイノデ思フニマカセマセン、資本ナレバ用立テマストノ話カラ非常ニ成功セラレタト云フ話ガアル

小林ノ先祖ハ縁日商人(干店屋)デアッタガ、何デモ相当ノ人ニナリタイト常ニ心掛ケテ居ツタ、或ル年ノ事、元日ニ御雑煮ヲ祝イ居ル処ヘ鶯ガ一羽入ツテ来テ、ホーケキョーヲ二声呼ンダ、之レヲ感じ瑞兆タトテ何デモ一ツ奮起シタイガ、資本金ガナイノデ、何デモ此近傍デ慈悲心ノアル方ハ星久さんデアル、何デモ之レカラ星久さんニ行キ依頼セントテ、食イカケタ雑煮ノ箸ヲハナシ、星久(位田村)ヘト飛出シタ、元朝早々遊見氏ニ面会、瑞兆ノ事ヲ話シテ、ドウカ自分モ奮起シタイカラ助ケテ貰タイト話サレタラ、ヨロシ、ソレハ結構ナ事ダトテ、「三百両」進呈スルトイハレタ、イヤイヤ頂戴シタイトワ申サナイ、御拝借ヲ願マストテ、三百両ヲ資本ニ関東ヘト志シタノガ、小林家ノ起リシ起源ダト云フ事デアアル

寛政一〇年(一七九八)を創業年とし、天保二年(一八三一)に江戸店を開設した丁吟の創業期については、すでに同家の史料にもとづいてかなり実証が進んでいる。⁽²⁰⁾ そのなかでも、松居家は丁吟の初期の営業活動に必要な資金提供者の一つであったことが明らかになっている。⁽²¹⁾ 右に紹介されている二つの伝聞は、丁吟が商いによる立身の夢を粘り強く抱いた農民であったこと、商いの資金提供者が遊見であったということでは、一致している。丁吟が遊見から営業資金を借り入れていたことは、松居家に残っている次に掲げる文化一一年(一八二四)の史料「一札之事」に

よつて明らかである。⁽²²⁾

一札之事

一 此度貴公様我等兩人何角商売事ニ付、諸代呂物金銀折々借シ被遊被下候ニ付、若不埒之義御座候ハ、東海道筋帳面差出し、兩人共ニ取しらべ急度勘定可仕、乍然此後取引無時は、此証文御返シ被遊可被下候、為後日一札仍而如件

文化十一年

戌十二月日

愛知郡小田菟村

吟次郎 印

同郡長村

吉三郎 印

神崎郡位田村

久左衛門殿

右の史料は、吟次郎と吉三郎の連名で、久左衛門（遊見）宛に差し出された証文である。その文意は、商品の仕入れ金を遊見（久左衛門）から借用し、東海道筋へ行商していた吟次郎（吟右衛門）と吉三郎に対して、遊見が不審に思うようなことがあれば帳面を差し出し、点検を受けるが、そのような融資を受けなくなったならば、この証文を返却

してもらいたいという内容である。東海道筋への他国商いに従事していた吟次郎が、遊見から商売上の物品や資金を借り入れていた明らかな証左である。

このような資金融通によって、遊見が近隣の後輩の苦境を助けた逸話は他にもある。明治四〇年（一九〇七）一二月に、神崎郡北五個荘小学校訓導の村住千太郎によって編纂された私家版『松居 高田両氏の伝記』には、次のような逸話が載せられている。⁽²³⁾

当時同村ニ某ナル人アリ、加賀ニ行商ヲナシ居リシガ、或年加賀ノ国ニ凶作打続き、為ニ破産スルモノ数知レズ、時ノ藩侯国内ニ令シテ貸借共取消ノ令ヲ發ス、即借金ハ返サズモヨシト云フ藩令ナリ、往昔ハ今日想像タモ難キ無謀ノ法令ヲ發スル事アリ、某其法令ノ為メニ加賀ニアル掛金全部損失トナリ、如何共詮議ナク、不得巳帰国シテ男泣キニ泣キツツアリシガ、遊見翁ハ、某ノ宅ニ至リシニ、某泣キテ（私ハ死ンデ仕舞ヲ一カト思ヒマス）と曰ヒタルニ、翁ハ（君ハ死ヌノガヨカロト）云ヒ、其仮家ニ帰リタリ、然ルニ某考フルニ、翁ノ如キ慈善ノ心厚キ人ガ（死ヌガヨカロト）と云ハレシ意ヲ解スルニ苦ミ、漸ク考ヘ出シタルハ、今加賀ノ国ハ藩令ノ為メ他国ヨリ入ル商人何レモ帰国シ、一人トシテ加賀ヘ行商スルモノナシ、此際行商シ現金ニテ売ラバ利益多カルヘシトテ意ヲ翻シ、之ヲ翁ニ謀リシニ、翁ハ先キノ過言ヲ謝シ資本ヲ貸与セシカバ、某ハ直ニ商品ヲ仕入、加賀ニ行キ現金ニテ売捌キシニ、多大ノ利益ヲ得、先キノ損失ヲ取返シタリト云フ

右の挿話は、以下のようによまとめられる。遊見と同村に居住する某は、加賀への持下り商いに従事していたが、徳政令の布告によって掛売り代金のすべてを失って帰国し、悲嘆にくれていたところへ遊見が現れた。某は遊見に、死

んでしまおうかと訴えた。遊見は、それなら死んでしまえばよいと言いつけて帰った。某は、遊見ほどの慈善家から冷たくあしらわれ、その謎解きに苦しんだ。某は思案の末、漸く加賀で現金販売することを思いつき、遊見に企図を賞賛され、商品仕入金も貸与されて再度加賀へ出向き、現金販売によって一挙に劣勢を挽回したというのである。この話は、いきなり援助をあたえることなく、硬軟取り混ぜた接触を保ちながら後輩の成長を導いた、遊見の商いの先達振りをよく伝えている。ここでいう某とは、遊見と同村の小杉五郎右衛門のことである。⁽²⁴⁾

なお、加賀藩では、天保八年(一八三七)の大凶作を契機に、実際に徳政令が發布されているので、この挿話には、一定の真実性がある。⁽²⁵⁾

むすび

江戸から明治にかけての五代にわたる松居久左衛門家の蓄積と理念を、三代目遊見を中心にみてきた。資産蓄積の面からみると、その最盛期は、遊見の時代であった。松居久左衛門家が弘化―安政頃の作成と目される近江商人の番付表である「湖東中郡日野八幡在々持余家見立角力」に東横綱の地位を占めているのをみても、世評と実際の蓄積過程はほぼ一致していたといえるのである。

江戸・岩代福島・上州高崎・京都・大坂に拠点を築き、東西出店呼応して産物を回転する諸国産物廻しという、現代商社の先駆ともいえるべきスケールの大きな商いを展開した遊見は、深く浄土真宗に帰依した念仏信者であり、窮民への救恤に意を致す慈善家であった。

父親に続いて二代にわたる徳行を藩に顕彰された遊見が、その子供達への遺言のなかで説いていることは、先祖へ

の報謝の念を持ち、奢侈を禁じ、兄弟の和合による家業永続への願であった。とくに、巨富を積みながらなお勤儉力行に励んだ遊見の警戒したことは、子孫の奢りであり、自己の肖像画にも「奢者必不久」と揮毫している。奢りを極度に警戒した遊見の危惧は、「後の子孫の奢を防んため」に記したという初代中井源左衛門の「金持商人一枚起請文」の祈りと軌を一にしている。⁽²⁶⁾

遊見の商いの考え方の基本にあることは、己一人の富裕を望んでいたのではなく、商機を他者と共有しようとする仏道への帰依からくる自利利他の考え方であった。逸話にみたように、遊金を活用し、商略を巡らして奮起しようとする者に対する遊見の物心両面の援助は、多くの後進を育て地域社会への貢献につながった。⁽²⁷⁾ 商いの隆盛は、高い理念に共鳴して初めて可能となったのである。

註

(1) 江頭恒治『星久二百二十五年小史』私家版、一九七一年。

(2) この史料に関しては、松居久左衛門家史料のなかに「本家先祖主人由来写」(冊22)として伝わるものと、『近江商人事績写真帖』(滋賀県経済協会、一九三〇年)下巻に「俊恵法師謝恩の巻物」と題して載っている写真版の史料がある。掲示した史料は、松居久左衛門家の写の方である。松居久左衛門家史料は、現在、東近江市五個荘の近江商人博物館に架蔵されている。史料番号は、『松居久左衛門(星久)家文書目録』によるものである。

(3) 江頭、前掲書、三頁。

(4) 延享三年「書出帳」(冊262)。

(5) 分与前の有銀とは、銀二分の誤差がある。

(6) 『天保郷帳(一)』内閣文庫所蔵史籍叢刊、第55巻、汲古書院、一九八四年。

(7) 江頭、前掲書、九九頁。

(8) 星久のその後について、江頭の前掲書によつて触れておこう。明治二〇年頃から星久五代目は、京都織物会社・大阪商船会社・大阪紡績会社・柳池織物会社・近江製絨所・関西鉄道などの新会社へ投資した。さらに六代目も近江銀行監査役、近江産業株式会社専務取締役として参加し、江商合資会社や日本絹糸紡績株式会社の役員にも名を連ねたが、明治三〇年の恐慌によつて打撃をうけて倒産した。星久は、七代目によつて大正九年に仕入れ悉皆業を営む合名会社星久商店として再建された。第二次大戦を経て染呉服の製造販売に従事していたが、二〇〇〇年に倒産した。

(9) 遊見時代の商いについて述べたものに、明治四〇年(一九〇七)一二月に、神崎郡北五個荘小学校訓導の村住千太郎によつて編纂された私家版『松居 高田両氏の伝記』に次のような記載がある。「(前略) 家ハ農ヲ営ミ、副業トシテ生糸、綿布、絹布、麻布、麻苧、練綿、水油ヲ業トシ、生糸、絹布ハ信州、武州、出羽、奥羽ニテ仕入レ、京都、大阪、丹後、并ニ近江ニ売捌キ、練綿ハ山城、大和、摂津、河内、和泉、尾張、三河、遠江等ニテ仕入レ、江戸、上州、信州等ニ売捌キ、当時店舗ヲ江戸及西京ニ設ケ、江戸店ハ呉服、木綿、練綿、生糸、水油の間屋営業ヲナシ、京都店ハ呉服木綿ノ仕入、及呉服染悉皆ヲナシタリ、其他福島大阪等各所ニ出張店ヲ置キ、前記諸品ノ仕入或ハ売捌ヲナシタルモノニシテ、其営業ノ盛大ナリシコト、今ヨリ想像スルニ難カラズ」。

(10) 外村正弘氏所蔵。

(11) 『書出帳』(＃218)。

(12) 『書出帳』(＃92)。

(13) 江頭、前掲書、四五頁。

(14) 『諸問屋名前帳 細目(二)』国立国会図書館、一九六三年。

(15) 『御尋ニ付乍恐以書付御答奉申上候』(＃258)。

(16) 『掟書』(＃264)。

(17) 「子孫江書置之事」(廿266)。

(18) 浜口惠璋『新妙好人伝』初編『私家版』、一八九八年、六二一六九頁。

(19) 末永國紀所蔵、速記録『松居家聞書集』年紀不明。九・一二頁、二六二二八頁。

(20) 末永國紀『近代近江商人経営史論』有斐閣、一九九七年、二八三六頁。

(21) 丁吟の総轄勘定帳の性格をもつ「金銭万覚帳」(近江商人郷土館所蔵、史料番号廿15)に、星久からの借入金が記録されるのは、文政三年正月四日の勘定において、「入金 百廿両 ~~久~~」とあるのが初出である。

(22) 「札之事」(廿260)。

(23) 前掲、村住千太郎編纂『松居 高田両氏の伝記』三・四頁。

(24) 滋賀県経済協会『近江商人事績写真帖』下巻、一九三〇年、第七七四頁。

(25) 前田育徳会『加賀藩史料』第拾四編、一九四一年、八二七頁。

(26) 「金持商人一枚起請文」については、江頭恒治『近江商人中井家の研究』雄山閣、一九六五年、九〇九・九一三頁参照。

(27) 後進の育成のために、遊見が貸し付けた金銭の返済において債務者に対し、出世証文に書き直すことを認めたり、御札証文によって返済を免除したりした金額は、判明するだけでも五七〇五両に上る。(末永國紀「近江商人の出世証文と御札証文―松居久左衛門家を中心に」、同志社大学『経済学論叢』第五六巻二五号、二〇〇四年)。

本稿は、平成二〇年度科学研究補助金(基盤研究C、課題番号20530316)による研究成果の一部である。

(すえなが くにとし・同志社大学経済学部)

Abstract

Kunitoshi SUYENAGA, *Ohmi Merchant Family's Asset Accumulation and Business Management Principles: The Case of Kyuzaemon Matsui's Family*

Kyuzaemon Matsui's family was a well-known Ohmi merchant family in the late Edo period. This paper aims to clarify the Matsui family's asset accumulation process over the 150 years from the Edo period to the Meiji period, and to examine the business management principles of Yuken Matsui, a third generation family member, who decupled the inherited family wealth and brought prosperity to his family. Yuken not only pursued the family's prosperity but also shared business chances with the local people. His attitude, based on the teachings of Buddhism, brought wealth to his family and contributed to the local society by successfully producing many new merchants.